

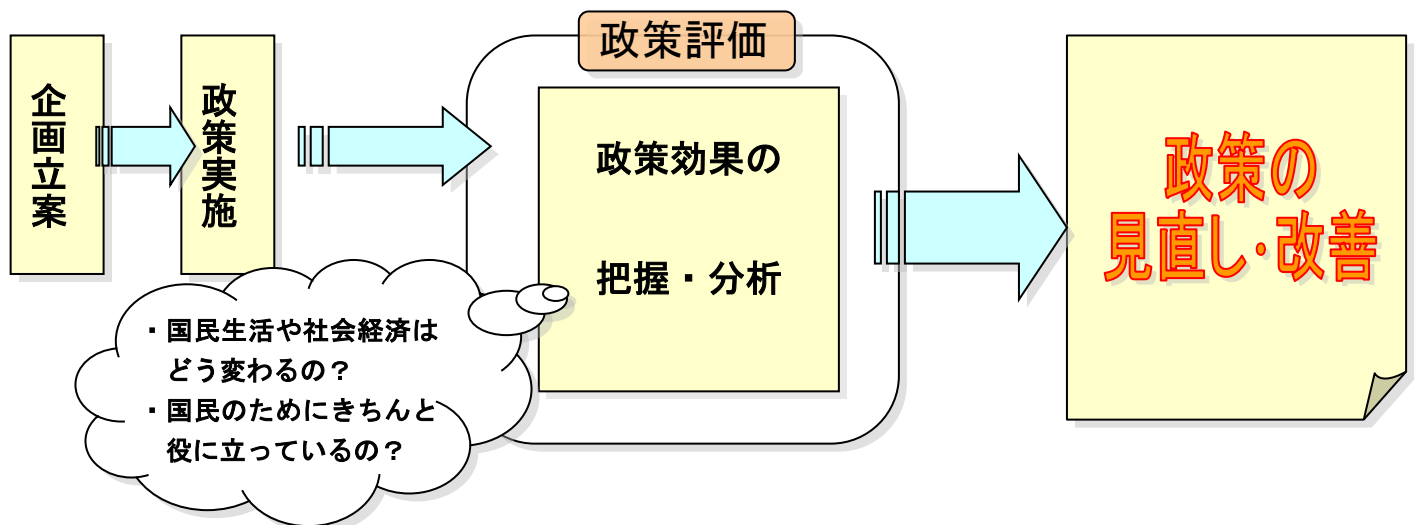
第1部 政策評価入門

第1章 政策評価の仕組み

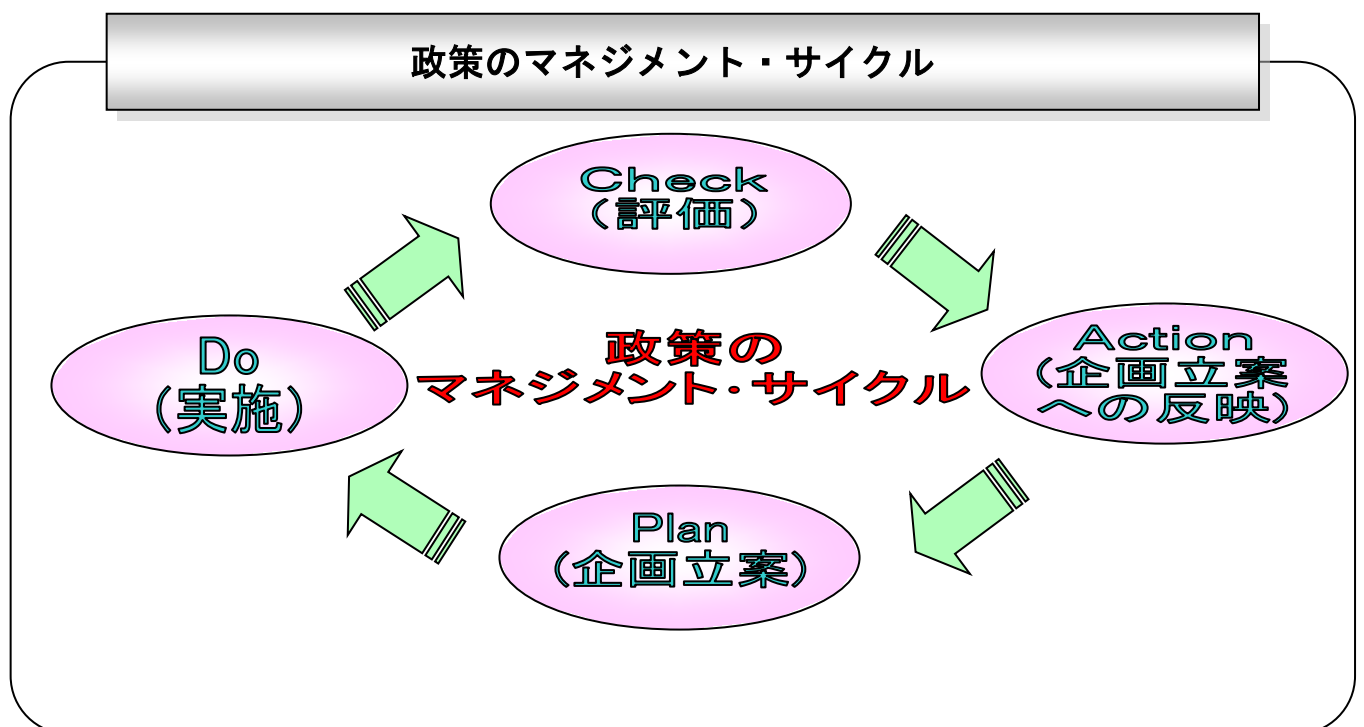
問1 政策評価とは何ですか？

問1-1 政策評価とは？

政策評価は、各府省が、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うことにより、次の企画立案や実施に役立てるものです。



このような政策評価の機能は、Plan(企画立案)、Do(実施)、Check(評価)、Action(企画立案への反映)という政策のマネジメント・サイクルの働きとして考えることができます。



問 1-2 なぜ政策評価が始まったのですか？

「従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった」との認識の下に、政策評価制度の導入が提言されました。（行政改革会議最終報告（9年12月3日））

これを受けて、13年1月に中央省庁等改革の1つの柱として、政策評価制度がスタートしました。

13年6月には、政策評価制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（評価法）が制定され、14年4月から施行されています。

<政策評価制度の歩み>

平成 9年 12月	行政改革会議最終報告(制度導入の提言)
平成 13年 1月	政策評価制度導入
平成 13年 6月	行政機関が行う政策の評価に関する法律(評価法)成立
平成 13年 12月	政策評価に関する基本方針(閣議決定)
平成 14年 4月	評価法施行
平成 17年 12月	政策評価に関する基本方針の改定(施行3年後の見直し)
平成 19年 10月	規制の事前評価導入
平成 22年 5月	租税特別措置に係る政策評価導入
平成 27年 3月	政策評価・独立行政法人評価委員会の提言
平成 27年 4月	政策評価審議会発足

<行政改革会議最終報告（平9.12.3）（抄）>

5 評価機能の充実強化

(1) 評価機能の充実の必要性

- ① 従来、わが国の行政においては、法律の制定や予算の獲得等に重点が置かれ、その効果やその後の社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能は軽視されがちであった。
- ② しかしながら、政策は実施段階で常にその効果が点検され、不断の見直しや改善が加えられていくことが重要であり、そのためには、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みを充実強化することが必要である。
- ③ また、評価機能の充実には、政策立案部門と実施部門の意思疎通と意見交換を促進するとともに、その過程において政策立案部門、実施部門の双方の政策についての評価や各種情報が開示され、行政の公正・透明化を促す効果があることも忘れてはならない。

問2 評価法のポイントは何ですか？

評価法のポイント

評価法は、政策評価制度の実効性を高め、これに対する国民の信頼の一層の向上を図るために制定され、政策評価に関する基本的事項を定めたものです。

具体的には、

- ① 各府省が所管する政策について、適時に、その効果を把握して、必要性、効率性、有効性などの観点から自ら評価を実施し、その結果を当該政策に反映すること、
 - ② 政府全体の政策評価に関する基本方針を策定するとともに、各府省が中期的な基本計画と1年毎の実施計画を策定することとし、政策評価の結果について、評価書を作成、公表すること、
 - ③ 政策評価の統一性、総合性及び一層厳格な客観性を確保する観点から、総務省が各府省の政策について評価を行うこと
- などを定めています。

行政機関が行う政策の評価に関する法律 —法律の骨格—

(平成13年6月29日法律第86号)

1 目的

この法律は、行政機関が行う政策評価に関する基本的事項等を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への適切な反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、政府の有するその諸活動について国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

2 政策評価の実施主体

原則として各府省を実施主体として位置付け。

3 政策評価の在り方

国の行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映。

政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、以下の2点を位置付け

- ・ 政策効果の把握は、当該政策の特性に応じた合理的な手法を用い、出来るだけ定量的に行うこと。
- ・ 政策の特性に応じて学識経験を有する者の知見の活用を図ること。

4 予算の作成等における活用

政府は、予算の作成及び複数府省に関係する政策であってその総合的な推進が必要な政策の企画立案に当たって、政策評価の結果の適切な活用を図るよう努める。

5 政策評価に関する基本方針の策定・公表

政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針を策定・公表。

6 政策評価に関する基本計画の策定・公表

行政機関の長は、3年以上5年以下の期間ごとに基本計画を策定・公表。基本計画には、計画期間内に実施する事後評価の対象とする政策を、任務に基づく主要な行政目的に係る政策が網羅される形で位置付け。

7 事後評価の実施計画の策定・公表、及び事後評価の実施

行政機関の長は、毎年(度)、当該年(度)において行おうとする事後評価の実施に関する計画を策定・公表。各行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を実施。

8 事前評価の実施

国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の資金を要する政策であり、かつ、評価の手法が開発されているものであって、個別の研究開発、公共事業、政府開発援助その他の政令で定める政策について、事前評価を実施。

9 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価の結果について、過程に関する情報も含めた評価書及びその要旨を作成し、インターネットの活用等により公表。

10 政策への反映状況の公表等

行政機関の長は、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、少なくとも毎年1回、公表。

11 総務省が行う政策の評価

政策評価の統一性、総合性及び一層厳格な客観性を確保する観点から総務省が行う評価について、総務大臣の資料提出要求、調査、評価の結果の公表、必要な場合における勧告、評価及び監視との連携確保等とあわせて、本法律に位置付け。

12 政策評価の実施状況の国会への報告

政府は、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況を取りまとめ、国会に報告するとともに、公表。

13 その他

政策評価の手法に関する調査研究等、政策評価に従事する職員の人材の確保及び資質の向上、政策評価に関する情報の行政機関相互における活用の促進、政策評価に関する情報の所在に関する情報の提供等必要な措置について本法律に規定。

14 施行期日

本法律は、平成14年4月1日から施行。

15 検討

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

問3 政策評価制度の目的、評価の観点はどのようなものですか？

問3-1 政策評価制度は何を目指しているのですか？

政策の評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果の政策への適切な反映を図ることと政策の評価に関する情報を公表することにより、効果的かつ効率的な行政の推進及び政府の有するその諸活動についての国民への説明責任の徹底を目指しています。

制度の目的

①効果的かつ効率的な行政の推進

②政府の有する諸活動について国民への説明責任の徹底



問3-2 どのような見方で評価をしているのですか？

評価に当たっては、政策効果の把握の結果を基礎として、様々な切り口から分析を行います。必要性、効率性、有効性が代表的な観点として挙げられます。

